

財務会計と税務会計—所得の明白な反映— Financial accounting v. Tax accounting —clearly reflect income—

進 藤 直 義

目 次

- I. 財務会計目的と税務会計目的
- II. 課税年度と企業活動
- III. 税務会計の基準
- IV. 現金主義とコモン・ローによる修正
- V. 発生主義・実現主義とコモン・ローによる修正
- VI. 政策的例外措置

I. 財務会計目的と税務会計目的

1. 財務会計目的

財務会計 (financial accounting) の目的は、経営管理目的、債権保護目的、投資判断目的などのために経営者、債権者、投資家などの企業利害関係者に対して、企業活動における会計情報を測定し、正確・迅速に財務諸表として提供する目的がある。

企業利害関係者の会計情報に対する判断目的、必要目的は、それぞれの観点が異なっており必要な会計情報は異なっている¹。しかしながら、客観性、比較可能性から統一的な会計基準で会計処理され財務情報として報告される必要がある。

アメリカにおいては、財務会計における統一的な会計基準として「一般に受け入れられた会計原則」(generally accepted accounting principles: GAAP)²が該当する。

2. 税務会計目的

(1) 所得の明白な反映 (clearly reflect income)

所得課税目的は、課税事業年度における納税者(法人・個人事業者)の所得に基づいて税額を算定するため、会計処理、会計記録は、明白に所得を反映 (clearly reflect income) している

¹ Wild, Larson, Chiappetta, "Fundamental Accounting Principles" 18ed (2007) p. 7では、会計に関する利害関係者として、貸主、コンサルタント、アナリスト、証券取引業者、経営者、株式引受者、プランナー、鑑定人、FBI調査官、市場調査者、システム・デザイナー、合併サービス、企業評価者、雇用サービス、訴訟サービス、起業家を掲げている。

² 「一般に受け入れられた会計原則」(generally accepted accounting principles: GAAP) は、財務会計基準委員会 (FASB) が作成しており、連邦証券取引委員会 (SEC) によっても承認されている。GAAPの調査研究については、公認会計士協会 (AICPA)、アメリカ会計協会 (AAA) 等も調査・研究に協力している (WILEY; GAAP 2013; p. 1~8)。

必要がある³。課税所得計算は納税者が記帳している会計記録に基づいて計算されるが、財務会計目的から会計記録は一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠して会計処理が行われている。しかし、課税所得算定のために「明白に反映された所得」を算定するには、明白な所得を反映する会計方法に基づいて納税者は税務申告を行う必要がある。

税法における明白な所得を反映する会計方法について、レギュレーションにおいて以下のよう

に説明がなされている。

あらゆる納税者に対して統一的な会計方法を記述できないことを認識すべきである。おのおの納税者が、自己の判断で自己の必要とする最も適合したフォームやシステムを採用すべきである。商売や事業における状況もしくは実務に合致した一般に公正妥当と認められた会計原則（generally accepted accounting principles: GAAP）による会計方法は、通常、明白に所得を反映する（clearly reflect income）とみなされる（Treas. Reg. § 1.446-1 (c) (2) (ii)）。

（2）内国歳入委員会の広い裁量権

歳入委員会が納税者の用いている会計方法について「所得の明白な反映」（clearly reflect income）をしていないと判断した場合、歳入委員会は納税者に対して、「会計方法の変更を認める権限」を歳入委員会に認めている（IRC § 446 (b)）。また、納税者間の所得および所得控除の配分が「所得の明白な反映」ではないと判断した場合、歳入委員会は納税者に対して、「納税者間の所得および所得控除の配分の変更」を認める権限を歳入委員会に認めている（IRC § 482）（なお、本条は移転価格税制の規定でもある）。

歳入委員会の裁量権はこのように広く認められているが、裁量権の行使の仕方によっては裁量権の濫用となる。裁量権の行使が濫用にあたるかどうかの判断基準については、歳入委員会の解釈が「明らかに違法」もしくは「明らかな独断」でないならば、歳入委員会の算定方法は無視されるべきではないと租税裁判において判断されてきている⁴。

3. 財務会計と税務会計との相違

（1）収益の認識と所得の認識

i. 財務会計における収益

収益は商品・製品の提供、役務の給付が行われて対価が確定することにより収益が実現し認識されるが、財務会計の考え方では、対価の前受金額は、役務の将来の実行又は商品の将来の送付まで収益には含まれない。すなわち、対価の前受金額は、収益として、いまだ実現していないため認識すべきものではなく収益そのものに含まれない⁵。

ii. 「権利確定の法理」（“Claim of Right” doctrine）

総所得の計上基準として、内国歳入法は（総所得に含まれる）事項が生ずる（1）所得を受領する権利が確立するすべての事項が生じていること（2）その金額が合理的正確に決定しう

³ 「明白」（“clearly”）の用語の解釈については、通常の用法において、誤りまたは欠陥のない「正確な」（“accurately”）を意味する。Huntington Sec. Corp. v. Busey, 112 F.2d 368, 370（6th Cir. 1940）。

⁴ JP morgan Chase Co · Nbd v. Commissioner of Internal Revenue, 458 F3d 564 (2006/9)、後掲 I. 3. (2) iii. ① RCA Corporation v. United States of America, 664 F.2d 881 (1981)、後掲 I. 3. (3) iii. ②

⁵ 収入認識のための概念の基本（2. 送付がすでに生じているか、役務がすでに提供されているか）（GAAP; SEC; SAB104, 2）。

ること (Treas. Reg. § 1.446-1 (c) (1) (ii)、1.451-1 (a)) を要件として規定している。

すなわち、権利確定基準を総所得認識の計上基準としており、役務の給付の対応関係や商品・製品の提供の対応関係にかかわらず、所得を受領する権利が確定したものを所得として把握し、計上すべきであるとする考え方をういている。この権利確定基準の考え方は、税法上の所得として認識すべき所得計上概念であり、経済的な給付対応関係から所得を認識する所得計上概念とは異なっている。

iii. 「権利確定の法理」と関連判例

- ① アメリカン・エクスプレス会社 対 合衆国 (2001) 連邦第三巡回裁判所判決
(American Express Company and Affiliated Subsidiaries v. United States, 262 F.3d 1376 (2001. 8))

事案の概要

アメリカン・エクスプレスは、クレジット会社であり発生主義による会計処理を行っていた。クレジット・カードの年会費について1986年度分までは、年会費の支払われた年度の所得として計上していた。

1986年12月の財務会計基準委員会の財務会計基準 NO. 91において、
(Financial Accounting Board of the Financial Accounting Foundation, Statement of Financial Standards NO. 91 (Dec. 1986))

クレジット年会費は「月割り計上法」により繰延計上することが認められていた。

1987年6月26日に アメリカン・エクスプレスは、税務会計目的として「月割り計上法」 (“Ratable Inclusion Method”) を用いるための承認を求めるため内国歳入庁に会計方法の変更申請をした (Forms 3115)。

内国歳入庁の判断

内国歳入庁は、アメリカン・エクスプレスからの会計方法変更申請を承認しなかった。

クレジットおよび財貨に帰属する年間料金の月割りは、歳入手続71-21の下、繰り延べられない。なぜなら、納税者によって遂行された役務に対する前払いにだけ歳入手続71-21は適用され、クレジットおよび財貨は役務ではない。という理由であった。

1996年アメリカン・エクスプレスは、1987年度分について会計方法変更申請をした会計方法に基づく所得税の還付請求をしたが、内国歳入庁は還付を拒絶した。

そこで、1997年9月アメリカン・エクスプレスは、連邦不服申立裁判所に訴訟を提起した。

連邦不服申立裁判所の判断

論点は、内国歳入庁が歳入手続71-21を適切に解釈しているかどうかだけである。

内国歳入庁は役務の定義からクレジットは除かれると歳入手続を解釈している。

クレジット・カード料金は、役務のためではなく、お金を使うための権利である。料金が返還されるとか、カード所有者の文書合意がなされているかという実際的な違いによるのではなく、クレジットが歳入手続71-21の「役務」に該当するかどうかである。

クレジットにチャージされた金額を分離する請求権をアメリカン・エクスプレスは有さないので、クレジット・カード料金は役務ではない。

連邦巡回裁判所の判断

連邦不服申立裁判所の判断を認めた。

② アメリカ自動車協会 対 合衆国 (1961) 連邦最高裁判所判決 (American Automobile Association v. United States, 367 U. S. 687 (1961))

事案の概要

アメリカ自動車協会は帳簿記帳に用いていた発生主義会計により会員の年会費を月割り計上し、税務申告をしていた。

1954年に内国歳入庁は税務調査を行い、1952年および1953年度分について1939年内国歳入法第41条の下、裁量権を行使し、課税年度に受領した会員の年会費の全額を総所得に計上し申告すべきと決定した。

争点

メンバーシップ会費は発生主義会計で処理し、月割り計上されていた。用いられている方法は、一般に受け入れられた商業会計原則および実務に一致していた。

課税年度に受領した会員の年会費全額を総所得に計上しすべきとする内国歳入法第41条の下の裁量権行使が濫用であるかどうか。

連邦最高裁判所の判決

協会の会計システムを拒絶することにおける内国歳入委員会の裁量権の行使は不明確なものではないとして、内国歳入委員会の主張を認めた。

反対意見

ステュワート (STEWART) 判事 (ダグラス (DOUGLAS)、ハーラン (HARLAN)、ウィタカー (WHITTAKER) 判事も同意参加)

1916年法以来、現実的な発生主義会計は「明白に所得を反映」(clearly reflect income) することが認識されている。申立人の当初の申告は、所得を明白に反映していると私は思う。それゆえ、内国歳入委員会は、申立人の会計方法を拒絶する法の下での権限は有さない。

③ ミシガン自動車クラブ 対 内国歳入委員会 (1957) 連邦最高裁判決 (Automobile Club of Michigan v. Commissioner of Internal Revenue, 353 U. S. 180 (1957))

事案の概要

ミシガン自動車クラブはミシガン州の自動車クラブであり、1934年および1938年の内国歳入委員会規則が改正されるまでは、非課税組織として取り扱われていた。

1943年内国歳入庁は、ミシガン自動車クラブに対して、税務申告するように指示し、受け取ったクラブ会費を総所得に計上することを決定した。

争点

1. 内国歳入委員会は1943年および1944年について遡及的に非課税組織の取り消しをする権限

を有するか。

2. この事案の状況において、内国歳入委員会は1939年内国歳入法の第3791条 (b) による裁量権の濫用ではないか。
3. この事案の状況において、1943年および1944年の申立人の税額不足の賦課は、1939年内国歳入法の第275条 (a), 276 (b) (除斥期間) の下に制限されないか。
4. (受領した会費は12ヶ月で月割りして年度に配分していた) 受領していた前払会費の全額をその年度の所得として申告しなければならないと内国歳入委員会が決定したことについて、1939年内国歳入法の第41条の下、裁量権の許容しうる限界を超えているかどうか。

連邦最高裁判所の判断

内国歳入委員会の判断を認めた。

ハーラン判事の反対意見

第41条の許容しうる会計方法の下、当該金額は異なる期間として算定されるべきである、そして、発生主義会計を用いてよいことは明らかである。

しかしながら、メンバー会費の月割り配分は単なる技術的であり、実際にメンバーに対してするサービスには関連しないとする内国歳入委員会の「権利確定の法理」(“claim of right”) の考え方に基づいて裁判所は議論をしている。

④ シュルード 対 内国歳入委員長 (1963) 連邦最高裁判所判決 (Schlude v. Commissioner of Internal Revenue, 372 U. S. 128 (1963))

事案の概要

シュルード夫婦は、アーサー・マリー・ダンス・スタジオと契約して、ネバダ州のアイオワおよびサウス・ダコダでダンス・スタジオを経営していた。

ダンス・スタジオの契約形態は二種類あり、一つの契約形態は、レッスンの割合に応じて契約時に一部現金で残りは分割払い、もう一つの契約形態は、その時払いで契約時に一部現金で残りは分割払い、契約残額は手形で分割払い。すべての契約は、解約および返金できない規定がされていた。しかし、契約条項にもかかわらず、毎年、解約および返金があった。ダンス・スタジオのパートナーには、公認会計士事務所もパートナーとして参加しており帳簿記帳は完全な複式簿記で発生主義会計システムを採用しており、税務申告も発生主義で行っていた。

内国歳入庁は1952年、1953年、1954年3月期について、発生主義ではなく契約時に受領確定したレッスン料をすべて計上すべきであると決定し、税額納付不足を要求した。

この根拠は「権利確定の法理」(“claim of right” doctrine) に基づいている。

争点

1939年内国歳入法第41条の「納税者が採用している会計方法が明白に所得を反映していないならば、算定は明白に所得を反映する歳入委員会の意見に基づく方法に一致しなければならない」の規定に該当するかどうかである。

連邦最高裁判所の判断

内国歳入委員会の判断を認めた。

ウッドロウ (WOODROUGH) 判事の反対意見

納税者によって用いられている会計方法が明白に所得を反映していないことはなんら示していない。それゆえ、歳入委員会自身の方法を用いるなんら根拠はない。

⑤ ノース・アメリカン連結会社 対 バーネット内国歳入委員長(1932)連邦最高裁判所判決 (North American Oil Consolidated v. Burnet., 286 U. S. 417 (1932))

事案の概要

ノース・アメリカン連結会社は、1916年以前より石油採掘等の事業を行っていた。

土地の一部がアメリカ合衆国の所有権であったため、1915年に合衆国はノース・アメリカン連結会社に対して、石油引渡しの訴訟を提起した。1916年度においても、ノース・アメリカン連結会社の所得として記帳していたが、1917年に地方裁判所の命令により、1916年度分の利益を合衆国側に支払った。1918年にノース・アメリカン連結会社は、1916年の課税所得に訴訟財産から受け取っている利益を総所得に含める修正申告をした。

合衆国との訴訟は1920年に地方裁判所の判断が認められ、さらに不服申し立てを起したが1922年で結審した。

内国歳入委員会の判断

訴訟財産から受け取っている利益は、その支配を獲得した1917年の所得に含まれるべきであり、1916年度の課税所得には含まれないと判断し1917年度の税額不足を通知した。

租税不服委員会の判断

1916年において、金銭は財産受領者 (receiver) に課税されるべきであるとして、ノース・アメリカン連結会社側の主張を認めた。

不服申立巡回裁判所の判断

1. 1916年における財産受領者 (receiver) によって受け取った利益は財産受領者の所得ではないこと。
2. 1916年の利益は1916年における所得として、ノース・アメリカン連結会社に課税されないこと、なぜなら、この時点では実際の金銭受領をするかどうかはわからないから。この時点では、財産所有もしくは所得の支配をしていないこと。
3. 1916年の利益は、訴訟が結審した1922年の所得ではない。地方裁判所の命令によって、1917年に1916年の利益は、ノース・アメリカン連結会社が権利を有したこと。

以上の理由から、会社の申告が現金主義よるか、発生主義によるかにかかわらず、権利請求権を有した1917年の所得となると判断し、内国歳入委員会側の主張を認めた。

連邦最高裁判所の判断

1916年の利益は、たとえ、その時点において訴訟が生じていても、会社がその利益に対して

権利の請求権を有すると地方裁判所が決定した時点である1917年のノース・アメリカン連結会社の課税所得である。と判断し、不服申立巡回裁判所の判断を認めた。

(2) 費用・収益対応による見積もり・予測

i. 財務会計における費用・収益対応

財務会計においては、費用・収益対応の原則（マッチング原則（“matching principle”）に基づき⁶、同一期間における稼得したものおよびその所得稼得に関連した所得控除のマッチングをするために見積もりや予測要素が会計処理に加味されている。

ii. 税務会計における見積もり・予測要素の排除

税務会計においては、収益と費用を対応させるための繰延べや引当計上などの見積もりや予測要素を加味した会計処理については、税法上で規定したものを除いて見積もりや予測要素については原則として認めていない。その理由は、見積もりや予測要素については恣意性が入るため、納税者間の公平な取扱いができないことによる。

iii. 費用・収益対応と関連判例

① JP モルガン・チェース会社・NBD 銀行 対 内国歳入委員会（2006）連邦第七巡回裁判所判決

（JP morgan Chase Co · Nbd v. Commissioner of Internal Revenue, 458 F3d 564（2006/9））

事案の概要

JP モルガン・チェース会社（納税者）は、シカゴ第一国民銀行（First National Bank of Chicago）を引き継ぎ、1990年から1993年の課税年度において税務上の損失を申告した。

税務上の損失は、シカゴ第一国民銀行が行っていた金利スワップ（“interest swaps”）取引により生じた損失であった。

内国歳入庁の判断

1995年に1990年分1,661,112ドル、1991年分2,956,794ドル、1993年分95,156,499ドルの損失処理を否認した。

租税裁判所の判断

金利スワップ（“interest swaps”）取引は、本質的には、設定した基本金額（名目金額“nominal amount”）についての期間利息をお互いに支払をする二つの「相反する当事者」（“counterparties”）による合意である。

通常、一方の当事者は固定金利で支払い、（LIBOR⁷のような）特定の利率インデックスにお

⁶ 財務会計目的のための発生主義会計は、マッチング・ルール（費用・収益対応原則）を採用することにより会計士たちによって発展されたすべての技術を意味する（Belvedere E. Needles et al., Principles of Accounting (2d ed. 1984) p. 103）。

⁷ London Inter-Bank Offered Rate（ロンドン銀行間取引金利）。

ける変動又は浮動利率により支払う。「相反する当事者」は、固定金利側と浮動金利側の双方をスワップすることにより金利変動によるリスクを軽減できる。

納税者は、デボン・システム (“Devon system” the Devon Derivative Software System) というコンピュータ・プログラムにより利息スワップ計算を行っていた。

デボン・システムでは、スワップ取引について「中間市場」価値 (“midmarket” value) で算定する計算式を用いていた。「中間市場」価値とは、スワップ取引によってもたらせられる将来のキャッシュフローの純現在価値である。また、デボン・システムでは、相反する当事者とも、同一の AA 信用レート⁸を用いることを仮定している。

「中間市場」価値には、相反する当事者の信用リスクおよびスワップ取引を維持するための管理費用が考慮され計算されるため、管理費用について所得の割合に応じて繰り延べられている。

内国歳入委員会の主張は、評価における調整による繰延は利息スワップの公正な市場価格を明白に反映していないと判断した。すなわち、明白な所得の反映はデボン・システムによる未調整の「中間市場」価値を用いること（繰延処理をしない算定方法）が、公正な市場価格を生じさせるための最も良い方法であると主張した。

租税裁判所が独自の指示した専門家2名と当事者が認めた専門家5名、21名の参考人、7名の専門家の参考人、10,000頁以上の証拠資料、3,300頁の追加資料が提出された。

租税裁判所は、納税者および内国歳入委員会の算定方法が両方ともに明白に所得を反映していないとして拒絶をした。そして、租税裁判所の判断、当事者の認めた算定について一年半以上の議論が続いた。2003年5月2日に会計方法における詳細な意見書が発行された。

また、内国歳入委員会は、2005年5月24日に利息スワップについてのセーフ・ハーバー・ルールを独自に発表した (Safe Harbor for Valuation Under Section 475, 70 Fed. Reg. 29663)。

2005年6月17日、租税裁判所は争点を議論することなく内国歳入委員会の算定を採用し、納税者は所得課税7百万ドル以上負うべきであると決定した。

JP モルガン・チェース会社 (納税者) は、会計方法の決定および内国歳入委員会の算定を租税裁判所が採用したことを不服として、連邦裁判所に対して不服を申し立てた。

連邦裁判所の判断

納税者側の主張は、スワップ取引からの所得についての会計方法を租税裁判所が拒絶したことは誤りであると主張している。

内国歳入法第446条 (a) は、課税所得は、納税者が記帳において規則的に所得を算定している基礎となっている会計方法の下に算定しなければならないと規定している。

内国歳入法第446条 (b) は、なんら会計方法が納税者によって規則的に用いられていないならば、もしくは、用いられた方法が明白な所得の反映ではないならば、財務長官の意見の下に明白に所得を反映する方法により課税所得計算をしなければならないとしている。

スワップ取引は内国歳入法第475条 (c) (2) の「証券」 (“Securities”) に含まれ (財務省規則1.475 (c) -1 (A) (2) (ii))、証券は市場時価法 (“mark-to-market”) 会計によらなければならない。

⁸ AA レート (アメリカ公定歩合)、FF レート (Federal Fund Rate) (アメリカ連邦準備制度短期金利)。

市場時価法とは、年度末の市場価格で評価（“marked”）する会計方法である。

そこで、スワップ取引は、課税年度最終日における公正な市場価格で評価されなければならない（内国歳入法第475条（a）（2）（A））。

合理的会計方法もしくは一般に受け入れられた会計原則（generally accepted accounting principles: “GAAP”）は、内国歳入法第475条の公正な市場価格の計算を充足しており、GAAP（財務会計基準133のステートメントに記述された）の「公正価格」（“fair value”）は、内国歳入法第475条（a）（2）（A）の「公正な市場価格」（“fair market value”）である。と納税者は主張している。

GAAP の下の財務会計と内国歳入法の下での税務会計方法とは、異なってもよい（may diverge）。GAAP は、同一取引に対して同一会計処理を確保するのであり一連の規範的ルールとは異なることは会計士たちに認識されてきたことである。GAAP は、経営に対する代替性の選択の余地があり、「合理的な」取扱いの幅に寛容である。財務報告において寛容であっても、税務システムは、できるかぎり同一状況の納税者が同一の税を支払うように立案されていなければならない。

租税裁判所の判断

租税裁判所は GAAP の下の「公正価格」は、金利スワップの公正な市場価格を提示していないと判断している。租税裁判所の判断には誤りはない。

納税者が制定法の要求する課税年度最終日でのスワップ取引を評価していないこと。スワップ取引評価における双方の当事者の信用レートを配慮していないこと。デフォルトの危険を同一双方の当事者が最小にするための複数の合意していることを配慮していないこと。

しかし、内国歳入法第446（b）条は、用いられた方法が明白な所得の反映ではないならば、財務長官の意見の下に明白に所得を反映する方法により課税所得計算をしなければならないとしている。また、内国歳入委員会の解釈が「明らかに違法」もしくは「明らかな独断」でないならば、内国歳入委員会の算定方法は無視されるべきではない。

そこで、租税裁判所は、内国歳入委員会による公正な市場価格の算定方法に従った判断を下した。

連邦裁判所の最終判断

内国歳入委員会の算定方法は、独善もしくは違法ではないが、租税裁判所は内国歳入委員会の方法は明白に所得を反映したものではないと判断を下していること。そして、内国歳入委員会の方法が独善もしくは違法であるかどうかの判断は、租税裁判所に要求されることである。この事案に残っている正確な論点を決定することにおいてより焦点をしぼること、および、この事案にすでにつき込まれた拡張的作業を重複作業することなしに進めることを租税裁判所および当事者に要求することがふさわしい。

よって、一部認容、一部取消し、この意見を踏まえ更なる手続きのため租税裁判所に差し戻し請求をする。

租税裁判所申立（差戻後の二回目の裁判）

JP モルガン・チェース会社・NBD 銀行 対 内国歳入委員会（2008）連邦第七巡回裁判所

判決

(JPMorgan Chase Co · Nbd v. Commissioner of Internal Revenue, NO. 07-3042 (2008/7))

議論の概要

納税者の JP モルガン・チェース会社は、租税裁判所の評価方法に対しては反論を行わなかった。

租税裁判所が委員会ルール155の算定の受け入れていることのみ議論の対象とした。

また、租税裁判所の提示した税額不足額通知 (noties of deficiency) は、独善もしくは行き過ぎであると主張した。

裁量権の濫用についてのルール155手続は、純粹に算定項目に限定されるべきであり、租税裁判所の判断に同意しないならば、当事者の一方もしくはそれぞれの当事者が租税裁判所の算定とは別の算定をしなければならない。としている。

租税裁判所は JP モルガン・チェース会社に対して、二度の機会を与えたにもかかわらず、「デボン・システム」 (“Devon System”) はすべてのスワップ取引の価値を用いていないこと。JP モルガン・チェース会社はスワップ取引の実際の価値に関して明らかにするための提示するなんら努力をしていなかったこと。さらに「月間デボン報告のサマリー」という表題の資料のみを提示していたこと。

連邦裁判所の最終判断の要約

租税裁判所の提示した税額不足額通知 (noties of deficiency) は、独善もしくは行き過ぎであると認められないこと、JP モルガン・チェース会社が租税裁判所の判断に同意しないならば、みずから租税裁判所の算定とは別の算定をしなければならないのに対して算定を提示していないことを理由として、租税裁判所の判断を容認した。

② アートネル会社 対 内国歳入委員会 (1968) 連邦第七巡回裁判所判決

(Artnell Co., v. Commissioner of Internal Revenue, 400 F.2d 981 (1968))

事案の概要

ホワイト・ソックス・チームを運営するシカゴ・ホワイト・ソックス会社の株式のすべてを1962年5月末までアートネル会社は所有していた。シカゴ・ホワイト・ソックス会社は清算をし、アートネル会社がホワイト・ソックス・チームを直接、運営することになった。

シカゴ・ホワイト・ソックス会社は1962年5月末の貸借対照表に1962年5月以降のシーズン前売りチケットを発生主義で会計処理し、繰延未嫁得所得 (前受金) として計上していた。

シカゴ・ホワイト・ソックス会社は1962年5月末決算の税務申告は、アートネル会社が引き継いだためアートネル会社が行った。

内国歳入委員会の判断

1962年5月末までに受領している1962年5月以降のシーズン前売りチケットは、繰延前受け処理が認められないとして、1962年5月期の納税不足であると決定した。

租税裁判所の判断

内国歳入委員会の判断を支持した。

なお、租税裁判所は、1962年5月末までのシーズン前売りチケットを総所得として計上した場合においても、シーズン前売りチケットに対応するシカゴ市の娯楽遊戯税（総所得の3%）およびビジター・チームの報酬（シーズン最終日から1日以内に支払う）を所得控除として差し引くことは認めなかった。

連邦巡回裁判所の判断

論点は、役務に対する前払額（野球ゲームの前売りチケットの販売手続および関連する役務に対する収益）を受領した時の所得として取り扱わなければならないか、それとも、ゲームがプレイされ、その他の役務提供されるまで発生主義の納税者が繰延処理をすることができるかである。

アートネル会社は、帳簿記帳において規則的に採用している発生主義会計の下に所得計算を算定しなければならないとする制定法第446条（b）を拠り所としている。そこで、所得の繰延べ処理する発生主義システムが「所得を明白に反映して」いるかどうかである。

繰延べられた所得はスケジュールで決められたプレイされるゲームに割り当てられる。雨の日を除くが、それらは確かなことである。

将来の遂行の範囲および時点が非常に確かであり、確実さを伴う関連項目を適切に配慮しているような特定の場合の事実の下においては、前払い所得の繰延べを含む会計システムは明白に所得を反映させると認められる。

租税裁判所の判断を覆し、租税裁判所に差し戻し請求をした。

（3）保守主義による見積もり・予測

i. 財務会計における保守主義

財務会計の報告目的には、リスクや不確実性について蓋然性の高い事項について合理的な判断の下に財務諸表に反映させる必要があり⁹、企業活動の健全性の確保や利害関係者に対する適切な報告をしていく必要がある。

ii. 税務会計における評価減・引当金・剰余金の排除

財務会計においては、企業活動の健全性の確保のために評価減・引当金・剰余金を合理的な範囲で計上するが、税法では計上判断の恣意性の排除、納税者間の統一的な取扱をするために税務会計基準に基づかない評価減・引当金・剰余金は認めていない。

iii. 保守主義と関連判例

① ソール・パワー・ツール 対 内国歳入委員会（1979）連邦第七巡回裁判所

（Thor Power Tool v. Commissioner of Internal Revenue, 439 U. S. 522 (1979) U. S. 7th Cir.）

事案の概要

ソール電動工具会社（Thor Power Tool）は、イリノイ州のデラウェア州法に基づく会社で電

⁹ 財務諸表作成時に存在する重要な影響をもたらすリスクおよび不確実性については、財務諸表において開示が要求される（GAAP; ASC 275-10-50）。

動工具等の製造会社である。財務会計および税務会計において在庫評価は低価法を用いていた (Treas.Reg. § 1.471-2 (c))。

1964年 過剰在庫について926,952ドルの評価減をした

評価減の方法は、①10年以上の部品の償却22,090ドル

②帳簿価額からスクラップ価格を差し引いた金額、すなわち「純実現価値」
 (“net realizable value”) 744,030ドル

③滞留在庫について、種類に応じて5%、10%、50%の評価減160,832ドル

1964年 貸倒引当金繰入をし、136,150ドルの所得控除をした。

貸倒引当金の繰入方法は、ゴム部門①回収不能見込債権2件の全額②その他債権の1%

工具部門 100ドル以上の残高で90日以上経過の債権

①回収不能見込債権の全額②その他の債権の2%

100ドル以上の残高で30日以上経過の債権

①債権全額の1%

1964年において純営業損失が生じたため、1963年の繰戻還付請求および1965年度への繰越損失として納税申告した。

内国歳入委員会の判断

ソール電動工具会社の税務申告について、1964年に行った過剰在庫の評価減926,952ドルについて全額を否認し、貸倒引当金繰入74,790.80ドルを否認した。

連邦所得税の支払不足額は、1963年暦年分494,055.99ドル、1965年暦年分59,287.48ドルであると決定した。

租税裁判所の判断

(1) 過剰在庫の評価減は申立人の1964年の所得を明白に反映していないと決定することにおいて、内国歳入委員会は裁量権の濫用をしていない。なぜなら、評価減は適用されるレギュレーションに明らかに一致していない。

(a) 申立人は過剰在庫が経営上の価値を有するか否かの客観的な証拠を提供していない。

(b) 「一般に受け入れられた会計原則」 (“generally accepted accounting principles”) に合致した在庫実務の見積もりは租税目的については有効ではない。このような見積もりは制定法の観点からは支持されない。そして、租税目的と財務目的とは異なる。

(c) 過剰在庫が実際に処分される将来の年度まで在庫の租税特典が繰り延べられることを強えられるべきではないと申立人は議論するが、帳簿上の損失については、いずれの納税者も直面しなければならない「ディレンマ」 (“dilemma”) にほかならない。

(2) ブラック・モーター算式 (Black Motor formula) を用いて、申立人の貸倒引当金を「合理的に」 (“reasonable”) に再計算する決定において、内国歳入委員会は裁量権の濫用をしていない。なぜなら、1965年の債権回収額が以前の年より同様に少ないかどうかの理由は示していない。ブラック・モーター算式 (Black Motor formula)¹⁰の適用が独善的な適用であり「重い負担」 (“heavy burden”) となるかどうかについて提示していない。

連邦裁判所の判断

租税裁判所の判断を容認した。

ブラックマン（BLACKMUN）判事の意見のうち、税務会計と財務会計についての記述部分
第一点

内国歳入法第471条は、最も良い会計実務に「できうるかぎり」（“as nearly as may be”）一致した会計実務だけを要求している。

たいていの場合において、一般に受け入れられた会計実務は租税目的に適合している。

しかし、内国歳入委員会が租税目的に適合していないと裁量権を行使した場合、財務省に対して見積もりを行うことについて反論することなしには、異なる実務は主張しえない。

第二点

納税者が将来の支出もしくは損失を見積もった現在の所得控除を求めた場合において、税務会計と財務会計の違いが特に共通していることを裁判事例は示唆している。

第三点

財務会計の本来の目的は、経営者、株主、債権者およびその他の利害関係者に対して有用な情報を提供することにある。会計士の主要な責任はこれらの利害関係者がミスリードされることについて保護することにある。これに対して、所得税制度の本来の目的は、歳入の公平な徴収にある。内国歳入庁の主要な責任は、公的財政を保護することにある。

税務会計と財務会計との間の見積もりが同等であることは受け入れがたい。

租税法は歳入維持のための強行法であり、不確実性についてなんら寛容ではない。

結論として税務会計と財務会計との間の見積もりが同一であるかどうかは税務行政の乗り越えられない困難さを生じさせている。

「一般に受け入れられた会計原則」（“Generally accepted accounting principles”）は一連の「合理的な」（“reasonable”）取扱いに寛容であり、経営に対する代替的な選択の余地がある。この種の多様性に財務会計は寛容であるかもしれないが、税務システムは、できるだけ同一の状況の納税者が同一の税を支払うようにさせることが問題の所在である。

② RCA 会社 対 アメリカ合衆国（1981）連邦第二巡回裁判所判決
（RCA Corporation v. United States of America, 664 F. 2d 881（1981））

事案の概要

RCA 会社は1946年設立以来、テレビ機器および消費財を製造・販売している会社である。テレビ機器および消費財の販売に際して、3ヶ月から24ヶ月の保守サービス契約を消費者と交わし保守料を徴収していたが、RCA 会社の完全子会社である RCA サービス会社（RCAS）が保守契約および保守を行っていた。1957年 RCA 会社は RCA サービス会社を吸収合併し、保守サービス事業部とした。

RCA サービス会社は、保守サービス契約の収入について発生主義会計を用いており、RCA 会社も合併により、RCA サービス会社の会計処理を引き継いだ。

¹⁰ ブラック・モーター算式：過去6年間の貸倒れ実績による算定方法）による合理的追加設定は内国歳入法第166条（c）貸倒引当金の決定に用いてもよい（Rev. Rul. 76-362）。

RCA サービス会社は、帳簿記帳においては発生主義会計で保守サービス契約の収入を計上していたが、税務申告においては現金主義を用いていた。

RCA 会社が引き継いだ保守サービス契約収入の前受金は、1957年12月課税年度8,223,755.27ドル、1958年12月課税年度9,497,896.51ドルの残高となっていた。

現金主義で会計処理した場合には、1958年12月課税年度1,274,141.24ドル、1959年12月課税年度1,956,024.68ドルの所得増加になるが、RCA 会社は課税所得には含めなかった。

また、現金主義で会計処理した場合の所得税額は1958年12月課税年度4,627,436.59ドル、1959年12月課税年度1,328,602.66ドルの増加となっていた。

なお、1958年12月、1959年12月課税年度とも、RCA 会社はサービス契約所得について発生主義による税務会計を用いることについて内国歳入法第446条 (b) に規定する内国歳入委員会への承認を求めている。

内国歳入委員会の判断

内国歳入庁は1958年12月、1959年12月課税年度の税務調査を行い、保守サービス契約収入の繰延べは認められず、保守料受領時の収入に計上すべきであると判断した。

所得税額の納付不足1958年12月課税年度4,627,436.59ドル、1959年12月課税年度1,328,602.66ドルを RCA 会社に対して徴求した。

連邦地方裁判所の判断

RCA 会社は、前受サービス契約収入についての発生主義による税務会計処理は内国歳入法第446条 (b) の意味するところの「明白に所得を反映」であり、それゆえ、内国歳入委員長は、その方法を拒絶することは裁量権の濫用であると主張した。

また、合併した場合の会計処理についての内国歳入法第381条 (c) (4) の規定、および、歳入規則 (Rev. Proc. 71-21, 71-299) からも発生主義は受け入れられると主張した。

連邦地方裁判所は、RCA の発生主義会計を拒絶したことにおいて、内国歳入委員長は裁量権の濫用をしていると判断した。そして、1958年および1959年分の所得税および利息5,956,039.25ドルについて RCA 社に対して還付を行うべきとする判決がなされた。

連邦巡回裁判所の判断

論点は、1954年内国歳入法の第446条 (b) の意味するところの「明白に所得を反映していない」として拒絶した場合において、内国歳入委員会が適切な裁量権を行使しているかどうかを判断することである。

この事例は財務会計目的と税務会計目的との間との基本的な関係 (tension) をよく例示している。最高裁判所が認めているように二つの会計システムは「非常に異なったもの」 (“vastly different objectives”) を有する。

財務会計の本来の目的は経営者、株主、債権者およびその他適切な利害関係者に対して有用な情報を提供することであり、会計士の主要責任は利害関係者がミスリードされることから保護することにある。これに対して、所得税システムの本来の目的は、歳入の公平な徴収にあり、内国歳入庁の主要責任は公的財政の保護にある。

その目的と責任に一致するため、財務会計は保守主義の原則を基礎としている。その結果、

測定のエラーの可能性が所得および純資産の過大表示（overstatement）となるよりも過少表示（understatement）なるようにとする裁量の範囲内にあるべきとされる。

内国歳入委員会は内国歳入法第446条（a）（b）に規定するように広い裁量権を有する。

内国歳入委員長の裁量権の行使は、明らかな違法でなければ裁量権の濫用ではない。

RCA社はRCAサービス社が清算する以前は、前払サービス契約所得についての会計方法を有していなかったものであり、RCA社はRCAサービス社とは異なった方法は有していなかったのである。そこで、内国歳入法第381条（c）（4）の規定により、RCA社は前払サービス契約所得について現金主義によらなければならない。

また、RCA社は、歳入規則（Rev. Proc. 71-21 § 5.01）（会計処理変更の事前届）に定める認められる会計手続を採用する前に歳入委員会の同意を得ていない。

これらの理由により、地方裁判所の判断は誤っており、地方裁判所の判断を棄却する。

II. 課税年度と企業活動

1. 課税年度と「年度会計原則」

課税年度の対象期間は原則12ヶ月もしくは52/53週であり、暦年もしくは事業年度が用いられる（IRC § 441（a）,（b）,（c））。つまり、厳密には、財務会計の報告期間と税法上の課税対象年度は必ずしも一致していなくても、税法上は課税年度として認められることになる。また、この「年度会計原則」における12ヶ月で経済活動を区分化することは人為的な期間区分である。そして、期間区分により、課税期間に総所得、所得控除が含まれるかが判断される（Treas. Reg. § 1.451-1（a））。すなわち、総所得、所得控除の計上すべき時期の判断、期間帰属の判断が行われる。

年度会計制度は、連邦所得税について歳入調達を確定させ規則的間隔で支払わせるための実際的な要請であるとされる¹¹。

2. 「年度会計原則」の修正

企業の経済活動は、通常、長期的、永続的に行うことを目的としているため、複数の年度にまたがって行われている。「年度会計原則」における12ヶ月で経済活動を区分化することはあくまで人為的な期間区分である。そこで、複数の課税年度をまたがって生ずる利得・損失については、内国歳入法においても「年度会計原則」について修正する規定を設けている。

（1）純業務損失繰延（net operating loss carryovers）（IRC § 172）

課税所得計算は、年度会計原則に基づいて年度ごとに計算されるが、純業務損失が生じた場合には単年度だけのものとして取り扱わず、過年度および次年度以降の所得計算に反映することを税法上、認めている。

純業務損失が生じた場合には、2年分の繰戻還付および20年分の損失繰越が認められる。なお、個人事業の非事業損失については、純業務損失繰延が配慮されない（IRC § 172（d））。

なお、通常のキャピタル・ロスについて、個人の場合には、3,000ドル（合算申告の場合は1,500ドル）まで通常所得から控除でき（すなわち、損益通算ができ）、損失繰越控除は1年間認められる（IRC § 1212）。会社の場合には、3年間の繰戻還付および5年間の繰越控除が認め

¹¹ Burnet v. Sanford & Brooks Co., 282 U. S. 359, 365 (1931).

られる (IRC § 1212)。

(2) 長期契約の会計

建設業などの長期契約に基づく事業活動は複数の事業年度にまたがって行われるため、総所得および所得控除の計上も複数の事業年度にまたがって計上される。

1931年のバーネット対サンフォード・ブルックス会社事件¹²のすぐ後に内国歳入法は、レギュレーションを制定し、長期契約についての税務会計は以下の方法を採用することが認められた。

- A. 契約完了基準 (“completed-contracts” method)
- B. 完成比率基準 (“percentage-of-completion” method)
- C. 契約完了基準と完成比率基準の選択適用

1986年税制改正において、完成比率基準を用いることが強制適用とされた (IRC § 460 (a))。また、契約者 (contractor) も契約遂行に予想される総支出額を総契約額の同じ比率で各事業年度の所得控除として計上しなければならない。

(3) 割賦基準

「割賦販売」の用語とは、その処分が生じた課税年度末以降に少なくとも1回の支払が受領される場合の財産の処分を意味する (IRC § 453 (B) (1))。なお、「割賦販売」の用語には、ディーラーの処分、個人的財産の在庫は含まれない (IRC § 453 (B) (2))。

「割賦販売基準」とは、処分から課税年度に対して認識される所得は、(支払いが完全になされたときに実現がしたか、実現されるべき) 総利益が総契約価格に対して生じている場合におけるその年度に受領した支払額の割合による方法を意味する (IRC § 453 (c))。

納税者は、割賦販売した場合に割賦販売基準で所得計上する方法と販売時に一括計上する方法の選択適用ができ、レギュレーションに基づく届出を必要とする (IRC § 453 (d))。

(4) 真正な過ちの訂正

企業の記帳している会計記録や会計処理について、誤った記録や誤った会計処理が生ずることがある。このような場合、真正な過ちについては、過ちの訂正を認める規定を内国歳入法は設けている。真正な過ちの訂正による税額控除又は還付期限は申告年度から3年以内である (IRC § 6511)。なお、虚偽申告又は無申告についての訂正について申告期限の定めはない (Treas. Reg. § 1.451-1 (a))。

Ⅲ. 税務会計の基準

1. 一般会計方法

一般原則として、納税者が、通常、帳簿記帳において所得を計算する基となっている計算方法の下に計算しなければならないと規定している (IRC § 446 (a))。

もしも、会計方法が納税者によって規則的に用いられていないならば、もしくは、用いられている方法が所得を明白に反映していないならば、課税所得の計算は、所得を明白に反映させるために財務長官の意見に基づく会計方法によらなければならない (IRC § 446 (b))。

認められた方法 サブセクション (a) および (b) の規定に関し、納税者は次の会計方法のいずれかにより課税所得を計算してよい (IRC § 446 (c))。

- (1) 現金受取・支払法 (現金主義)

¹² 前掲 *Burnet v. Sanford & Brooks Co.*, 282 U. S. 359 (1931)。

- (2) 発生方法（発生主義）
- (3) この章に認められた他の方法
- (4) 財務長官によるレギュレーションの下に認められた前述の方法の組み合わせ

なお、農業、林業等の取引又は事業に従事している会社、パートナーシップの会計方法は上述規定が適用されない（IRC § 447）。

一つを超える商売もしくは事業に従事している納税者は、それぞれの商売もしくは事業について異なる会計方法を用いてよい（IRC § 446 (d)）。

この章に規定されたものを除き、通常、帳簿記帳において所得を計算する基となっている会計方法を変更しようとする納税者は、新たな方法の下で課税所得計算する前に財務長官の同意を求めなければならない（IRC § 446 (e)）。

会計方法の変更請求の懈怠 納税者が会計方法の変更の請求を財務長官に届けないならば、会計方法の変更についての財務長官の同意のないことにより

- (1) このタイトルの下、ペナルティーを課すこと、もしくは、税額の追加をすることを妨げること
- (2) ペナルティー金額もしくは税額の追加を減らすことについて考慮してはならない（IRC § 446 (f)）。

IV. 現金主義とコモン・ローによる修正

1. 現金主義と発生主義

1913年に所得税法が制定された時は、総所得および支出控除の会計処理は現金主義によらなければならなかった。しかし、企業の会計実務は発生主義に基づいて会計処理していたため、税務申告目的のために現金主義に修正して申告しなければならず、実務上の作業負担も重くなり、企業実務界からの改正要望が生じた。このため、1916年に連邦議会は、原則的な税務会計処理基準として発生主義に改正した（現行規定 IRC § 446 (C) (2)）¹³。

2. 現金主義

2-1. 現金主義（現金受領・支払会計方法）が認められる場合（IRC § 448 (b)）

- (1) 農場事業
- (2) 特定の個人サービス会社
- (3) 総受領額が5,000,000ドル以下の事業体

特定の納税者の現金主義の禁止

個人事業所得者は事業に関して発生主義、その他の目的は現金主義を用いなければならない（Treas. Reg. § 1.446-1 (c) (1) (iv)）。

たな卸資産は通常、発生主義を用いなければならない（Treas. Reg. § 1.446-1 (c) (2) (i)）。

一般原則 このセクションに規定されたもの以外は、

- (1) C 会社
- (2) パートナーとして C 会社を有するパートナーシップ
- (3) タックス・シェルター

¹³ Joseph M. Dodge, J. Clifton Fleming, Jr, Deborah A. Geier “Federal Income Tax: Doctrine, Structure, and Policy: Text, Cases, Problems” (1995) p 721.

の場合、課税所得は現金受領・支払会計方法で計算してはならない（IRC § 448 (a)）。

2-2. 現金主義の定義

「(現金、財産又は役務の形態にかかわらず) 総所得を構成するすべての事項は、実際又はみなし受領している課税年度に含めなければならない。支出は実際に行った課税年度に所得控除できる。」(Treas. Reg. § 1.446-1 (c) (1) (i))

現金主義は ①株式のような同種財産 (in-kind property) は含まれない。

②将来の現金支払に含まれる権利又は義務だけからなる受領又は支払の場合、総所得又は支出所得控除への算入は遅らすことになる。

③現在の支出のためだけが現在の所得控除として認められ、資本的支出は現在の所得控除としては認められない。

④棚卸資産は棚卸会計方法による (Treas. Reg. § 1.446-1 (c) (2))。

3. 現金主義のコモン・ローによる修正

現金主義は、実際の現金受領により総所得を計上し、実際の支出により所得控除を計上する会計方法であるが、租税判例により形成されたコモン・ローにより修正理論として以下のものがある。

(1) 「現金等価物」理論 (“cash-equivalency” doctrine)

(2) 「みなし受領」理論 (“constructive-receipt” doctrine)

(3) 「経済的利益」理論 (“economic-benefit” doctrine)

(1) 「現金等価物」理論 (“cash-equivalency” doctrine)

「現金等価物」理論とは、クレジット・カード、約束手形、小切手などの現金等価物については、支払時と決済時とが異なっているも、支払時に現金として取り扱う考え方である (Treas. Reg. § 1.83-6 (a) (1), (b)) (Revenue Ruling 78-38 (1978-1 C. B. 68))。

なお、寄附をした場合には、次のような取扱いが設けられている。

クレジット・カードによる寄附 → 決済時 (Revenue Ruling 71-1 (1971-1 C. B. 96) Treas. Reg. § 1.170A-1 (a) (1))

約束手形による寄附 → 決済時 (Revenue Ruling 68-174 (1968-1 C. B. 81))

小切手による寄附 → 小切手支払時 (Revenue Ruling 71-216 (1971-1 C. B. 81))

(2) 「みなし受領」理論 (“constructive-receipt” doctrine)

現金主義の下、現金の受領を意図的に遅らして所得の計上時期を遅らすことが可能である。

このため、「納税者がその事項の権利およびその事項の所有権の獲得する権限を有する時、納税者は所得にその事項を含めなければならない。」すなわち、納税者がその事項の権利およびその事項の所有権の獲得する権限を有する時には、現金を実際に受領していなくとも現金の受領とみなされる (Treas. Reg. § 1.451-2)。

なお、経費・損失の所得控除については、「みなし受領」理論 (“constructive-receipt” doctrine) は適用されない。

(3) 「経済的利益」理論 (“economic-benefit” doctrine)

経済的利益の理論とは、信託もしくは供託して、納税者が将来においてその事項を受け取る事項の放棄できない既得権を有しているならば、所得にその事項の現在価値を現金主義の納税者は含めなければならない。とする考え方である。

経済的利益の理論は、「現金等価物」理論の洗練された概念とされる¹⁴。

(4)「みなし受領の法理」、「経済的利益の法理」と関連判例
 リード 対 内国歳入委員長 (1983) 連邦第一巡回裁判所判決
 (“REED v. Commissioner of Internal Revenue., no. 83-1253 (1983/5) U. S. 1st Cir.)

事案の概要

ジョン・リード (John E. Reed) は1963年にリード・エレクトロメック会社 (Electromech) の株式を取得した。1967年にエレクトロメック会社の株主の仲間であるジョセフ・コベングロス (Joseph Cvangros) に対して、1株あたり3,300ドル、総額808,500ドルで売却することを1973年11月27日に書面の預託 (ESCROW) を合意した。

預託 (ESCROW) 機関は、アメリカ国民銀行 (American National Bank) および信託会社 (Trust Company) において1974年1月3日付けで決済が行われた。

リードは現金主義による所得申告をしていたが、1974年1月3日の株式売却による長期キャピタル・ゲイン256,000ドルについて1974年の連邦所得税として申告をした。

内国歳入委員会の判断

リードの行った株式売却は、1974年の預託 (ESCROW) 手続きに入る以前の1973年に売却したものとして取り扱う規則により、1973年の長期キャピタル・ゲインであるとして71,412.68ドルの連邦所得税の納付不足を決定した。

租税裁判所の判断

- 1) リードは1973年における株式売却から所得を受領したとみなされる。
- 2) リードは1973年において経済的利益 (もしくは、現金等価) を受け取っていること。
- 3) 預託 (ESCROW) 合意は課税繰り延べデバイス以外の経済的な現実性がないこと。を理由として、内国歳入委員会側の主張を認めた。

連邦巡回裁判所の判断

租税裁判所は、「みなし受領の法理」、「経済的利益の法理」、「納税者の代理人による所得の受領は納税者による受領とする法理」を適用している。

(1) 預託 (ESCROW) 合意は、繰り延べ支払について買主と売主との間の真実で独立当事者間のものである。(2) 預託 (ESCROW) している間、売主は売却基金から現在の受益的利益 (例えば、投資所得) をなんら受領していない。(3) 受託者 (ESCROWEE) は、納税者の執行権限の下に行動していない。これらのすべての三つ状況が存在するので、租税裁判所の判断を棄却する。

VI. 発生主義・実現主義とコモン・ローによる修正

1. 総所得の計上基準

総所得の計上基準として、内国歳入法は (総所得に含まれる) 事項が生ずる (1) 所得を受

¹⁴ 前掲Joseph M. Dodge, J. Clifton Fleming, Jr, Deborah A. Geier “Federal Income Tax: Doctrine, Structure, and Policy: Text, Cases, Problems” (1995) p 752.

領する権利が確立するすべての事項が生じていること（2）その金額が合理的正確に決定しうること（Treas. Reg. § § 1.446-1 (c) (1) (ii)、1.451-1 (a)）と規定している。すなわち、「権利確定基準」（“claim of right” doctrine）を総所得について認識するための計上基準としている。また、所得事項は、表面金額で発生し、市場価格では発生するわけではない。

なお、所得の認識については、所得控除についての「経済遂行テスト」（“economic performance test”）が適用されない。

2. 所得控除経費計上の発生主義の修正

（1）「全事象テスト」（“all-events test”）

財務会計では、将来の債務もしくは損失の見積もり（expected）、将来の偶発債務（“contingent” liabilities）について、引当金・準備金（“reserve”）勘定を合理的に見積もり設定することを認めている。これに対して、税務会計における所得控除は、所得事項が発生していて、支出されている時には、全事象が生じているため、その事項は所得控除される（「全事象テスト」（“all-events test”））。このため、税法上で認められている引当金・準備金（“reserve”）勘定以外については、所得控除するための全事象が生じていないため、計上することは認められない。

（2）「全事象テスト」と関連判例

① 合衆国 対 アンダーソン（1926） 連邦裁判所判決

（併合審理:合衆国 対 イェール・トウニー製造会社）

（United States v. Anderson, 269 U. S. 422 (1926): United States v. Yale & Towne MFG Co.）

事案の概要

イェール・トウニー製造会社、アンダーソン他は、製造会社であり、発生主義で会計処理をしていた。1916年に軍需税（munitions tax）が設けられたため、1916年度において、軍需税を未払い（reserve）計上するとともに1916年度の総所得から控除し、1917年度に納付を行った。

内国歳入委員会の判断

1916年度における軍需税の所得控除を否認し、1917年度の支払年度の所得控除であると決定した。

不服申立裁判所の判断

1916年歳入法第12条（a）および財務省規則を解釈により、発生しているすべての所得控除は所得の明白な反映であるため、軍需税の発生主義での会計処理を認め、内国歳入委員会の判断を覆した。

連邦裁判所の判断

税の賦課は前もって行われることは事実であるが、税（軍需税）は賦課（assess）されて支払期日になるまで生じていない。すべての事象（all the events）は、税額および納税者に対する税の支払債務の確定が生じていなければならない。

軍需税は支払期日まで発生していないので、1916年度においては所得控除の適用はなく、1917年度においてだけ所得控除できることに同意する。不服申立裁判所の判決を棄却する。

サザーランド (SUTHERRLAND) 判事およびサンフォード (SANFORD) 判事は反対意見。

② 合衆国 対 ジェネラル・ダイナミクス会社 (1987) 連邦裁判所判決
(United States v. General Dynamics Corp., 481 U. S. 239 (1987))

事案の概要

ジェネラル・ダイナミクス会社および完全子会社は、連邦租税目的として発生主義会計を採用しており、事業年度は暦年と同じであった。1962年から1972年10月まで雇用者医療保険を外部に支払い、二人の外部の経験者に頼っていた。1972年10月から会社自身の資金から請求された医療費を支払うことに改めた。

治療サービスをカバーする支出の対価を受け取るためには、治療を受けた雇用者が適用プランを有効に受けられるかどうかの請求フォームの承認および管理者のレビューを必要とした。雇用者は、必ずしも、ただちに請求をしなかったため、治療サービス規定とジェネラル・ダイナミクス会社の支払との間には、時間的なズレがあった。

1972年12月にいまだ支払われていない医療治療費を見積もり計算し、債務として引き当て計上したが、税務申告上では所得控除をしていなかった。しかし、1977年に内国歳入庁は税務調査を行った。ジェネラル・ダイナミクス会社は、1972年分について修正申告をし、1972年12月のいまだ支払われていない医療治療費を見積もり計算し債務として引き当てした金額について所得控除をして申告した。

内国歳入委員会の判断

いまだ支払われていない医療治療費を見積もり計算し、債務として引当てした金額を所得控除することを否認した。

不服申立裁判所の判断

レギュレーション (Treas. Reg. 1.461-1 (a) (2), 26 (1986)) の定める「全事象テスト」(“all events” test) の要件にすべて合致しているため、ジェネラル・ダイナミクス会社の所得控除を支持した。

連邦裁判所の判断

課税年度以前には生じていない事象に基づいた債務の単なる見積もりが含まれている。ジェネラル・ダイナミクス会社は、適切な申請資料が提出された時にだけ、治療サービスに対する支払債務が生ずる。このような申請は、単に技術的なものではなく、納税者の債務確定のためには決定的なことである。債務として確定していないため、所得控除は認められない。として、不服申立裁判所の判断を覆し、内国歳入委員会側の主張を認めた。オコナー (O'CONNOR) 判事の反対意見ブラックマン (BLACKMUN)、ステイーブンス (STEVENS) 判事も同意参加。

裁判所の判断は、税務会計方法と事業会計方法との違いがさらに広がることによって。そうすべき強いたる理由もなく、今日、納税者に不必要な負担を負わしている。

あきらかに税務会計の原則と事業会計の原則とは異ならなければならない。

事業会計の目的は「経営者、株主、債権者に対して有用で適切な情報を提供することにある。」これに対して、「内国歳入庁の責任は公的財政を保護することにある。」

それゆえ、慎重な事業は単に合理的に予想しうる支出を発生したものとすが、租税目的としては、債務は確定していなければならない。

しかし、議会は、納税者に対して発生主義会計を用いることを明確に認めている。「全事象テスト」(“all events” test)は、発生主義を認めていることと公的財政保護における競合する利害の実践的な調整をもたらしてきている。

不幸にも、今日の裁判所は、「全事象テスト」(“all events” test)の実践的な根源を知らずに基本的に機械的に、すべて非現実的に適用している。この事案の債務は、発生主義の納税者による発生と裁判所が所得控除として認めた支出の差がほとんど無く、確定している。よって、私は判決に対し反対する。

③ スプリング・シティー鋳物会社 対 内国歳入委員会 (1934) 連邦最高裁判所判決 (Spring City Foundry Co. v. Commioner, 292 U. S. 182 (1934))

事案の概要

スプリング・シティー鋳物会社は、発生主義で会計処理をしていた。1920年3月から1920年9月まで、コッタ・トランスミッション会社に対して販売し、売掛金および受取手形の残高は39,983.27ドルとなった。コッタ会社は財政困難となり、1920年11月23日に倒産の申立をした。そこで、スプリング・シティー鋳物会社は、1918年歳入法の第234条(a)(4)、(5)の下、価値を有さない債権(debt)について所得控除できるとする規定に基づいて1920年度の税務申告において39,983.27ドルを損失控除(貸倒れ処理)した。

その後、コッタ会社の清算手続きにおいて1922年に15%、1923年に12.5%の残余財産分配が行われた。

内国歳入委員会の判断

スプリング・シティー鋳物会社の1920年度における39,983.27ドルの損失控除(貸倒れ処理)を否認し、1923年度の損失控除(貸倒れ処理)として28,715.76ドルを認める決定をした。

不服申立巡回裁判所

スプリング・シティー鋳物会社は、以下の理由により、1920年度の損失控除を主張した。

- ①下院のウェイズ・ミーンズ委員会報告書(財務省発行のレギュレーション62、H. Rep. No. 350, 67th Cong., 1st Sess., p. 11)に「現行法の下において、価値のない債権(debt)は全額もしくは一部、所得控除できる」としていること。
- ②1918年歳入法の第234条(a)(4)の「課税年度に生じて、保険もしくは、その他によって補填されない損失」は所得控除ができると規定していること。
- ③「健全な事業実務」(good business practice)は、疑問のある受取勘定、もしくは、後に徴収不能となる部分の受取勘定を納税者の資産勘定に含めることを許さないこと。

「価値のない債権(debt)は全額もしくは一部、所得控除できる」の規則について、価値のない債権(debt)の金額が確定している場合には所得控除できるが、確定しない場合には所得

控除が認められないとして、内国歳入委員会の判断を認めた。

連邦最高裁判所の判断

1923年以前は、いまだ未徴収とわかる金額は確定していず、金額が確定した時において所得控除が認められる。不服申立巡回裁判所の規則についての判断が正しいと決定し、不服申立巡回裁判所の判断を認めた。

(3) 貸倒損失

受取債権についての貸倒損失は、受取債権について実際に価値がないと決定された時だけ、未徴収の受取債権価格は控除できる¹⁵。1986年税制改正法において特定の金融機関以外についても、貸倒引当金を認める規定を設けた（IRC § 448 (d) (5)）。

貸倒引当金設定の要件は、①納税者によって提供された役務に対する受取債権であること②その受取債権は支払遅延により利息又はペナルティーが生じないこと の場合だけ、受取債権から適切なパーセンテージの見積もり未徴収額を貸倒引当金として認められる。

銀行および小規模投資会社は過去6年間の貸倒実績による貸倒引当金の積み増しが認められる（IRC § 585 (b) (3), 586 (b) (1)）。

(4) 「経済的遂行テスト」 (“economic performance test”)

1984年（1984年欠損控除法）において、所得控除の発生については、「全事象テスト」 (“all-events test”) の要件に「経済的遂行」 (“economic performance”) テストの規定を追加した（Treas. Reg. § 1.461-1 (a) (2)）。

- (1) 債務の事実が確立するすべての事象が生じていること
- (2) 債務の金額が合理的に正確に決定しうること
- (3) 経済的遂行がその債務に関して生じていること

また、「経済的遂行」が生ずるとは、他の者に役務もしくは財産を提供した時、又は、他の者が納税者に対して役務もしくは財産を提供した時に「経済的遂行」が生ずる（IRC § 461 (h) (2) (A), (B)）と規定されている。「経済的遂行テスト」が設けられた理由は、金利および税効果により債務の表面価値（face value）と現在価値（present value）が異なるために設けられた。

そこで、「経済的遂行」テストが規定されたことにより、損害賠償金等長期にわたり支払契約や支払決定がされた場合には、すべての事象が確定していても、実際の支払年度の所得控除、損失控除となる。すなわち、発生主義ではなく、税法上は現金主義が強制されることになる¹⁶。

(4) 「アロー・スミス」の法理 (“Arrowsmith doctrine”)

「アロースミスの法理」とは、キャピタル・ゲインに対応する損失・費用が事後年度に生じた場合、事後年度のキャピタル・ゲインに対応する損失・費用はキャピタル・ロスとして取り扱うとする判例理論である¹⁷。

キャピタル・ゲイン、ロスの定義規定は、内国歳入法第1221条において「資本的資産」 (“capi-

¹⁵ 前掲、Spring City Foundry Co. v. Comm’r, 292 U. S. 182 (1934).

tal asset”)の売却又は交換から生ずる利得もしくは損失としている。事前年度にキャピタル・ゲインが生じていた場合、事後年度において、これに対応する費用や損害賠償等の損失が生ずることがある。この場合、所得区分対応の一貫性から事前年度のキャピタル・ゲインに対応させる考え方と制定法の定義を厳格に適用して「資本的資産」(“capital asset”)の売却もしくは交換から生ずる利得もしくは損失に該当するかを判断し、そして、キャピタル・ロスに該当するか、通常の事業活動における必要な経費もしくは損失であるか、を判断する考え方がある。「アロースミスの法理」の考え方は、事前年度に生じたキャピタル・ゲインに対応する事後年度の損失・費用についてはキャピタル・ロスとして取扱い、所得区分対応を一貫させようとする考え方である。

しかしながら、事前年度にキャピタル・ゲインもしくはロスが生じていて、この取引に関連する利得の回復が事後年度生じた場合には、「アロースミスの法理」が適用されず、制定法の規定の厳格な解釈が適用により利得が通常所得に該当するか、キャピタル・ゲイン、ロスに該当するかの判断されている¹⁸。

(5) 「税法上の利益のルール」 (“Tax Benefit Rule”)

「税法上の利益のルール」 (“Tax Benefit Rule”)とは、以前の課税年度における税額に対して所得控除又は税額控除した金額を納税者が回復したならば、以前の課税年度における租税債務を減少させた所得控除又は税額控除の範囲までその回復を所得に含めなければならないとする司法判断ルールである。しかしながら、以前の課税年度の所得控除又は税額控除から、なんら税務上の利益が生じていないならば、その回復金額は所得に含まれない。また、以前の課税年度の課税所得に含ませた金額を返還した場合は、その返還金額は返還した課税年度に所得控除できる¹⁹。

¹⁶ Joseph M. Dodge, J. Clifton Fleming, Jr, Deborah A. Geier “Federal Income Tax: Doctrine, Structure, and Policy: Text, Cases, Problems” (1995) p732の説明事例から

「経済的遂行テスト」 (“economic performance test”) が設けられた理由に関する事例

①花屋が交通事故で損害を与えた場合、16年で100,000ドル賠償

↓

②「全事象テスト」 (“All-events test”) では、1年目にすべて所得控除

↓

③債務の表面価値 (“face value”) と現在価値 (“present value”) が異なる。→金利および税効果による。

↓

④取引のタイプにより、“economic performance test”が適用される。

他の者に役務もしくは財産を提供した時、又は、他の者が納税者に対して役務もしくは財産を提供した時に「経済的遂行」が生ずる。IRC § 461 (h) (2) (A),(B).

↓

⑤16年間で100,000ドル賠償する場合、現金主義を用いることが強制される。

¹⁷ ARROWSMITH v. COMMISSIONER, 344 U. S. 6, reh’g denied, 344 U. S. 900 (1952).

会社清算による分配について、その金銭を受領した時、特別のより低い率で課税されているならば、その金銭の返還金が通常所得に適用されるより高いレートで課税される金額から控除されるなら、納税者は不公平な税の棚ばたを得ている。ことを理由としている。

¹⁸ MITCHELL v. Commissioner., 428 F.2d 259 (6th Cir. 1970), cert, denied, 401 U. S. 909 (1971).

¹⁹ Dictionary of Tax Terms (BARRON’S) (1994) p.294.

「税法上の利益のルール」の判断基準は、初期の判例では過年度の所得控除や税額控除が次年度以降に「回復」した金額を税法上の「所得」として取り扱う司法判断基準であった。しかし、判例理論は変遷し、過年度の所得控除や税額控除が次年度以降において「基本的に不一致（控除過大部分）」が生じた場合に税法上の「所得」として取り扱う司法判断基準となってきた。判例理論では、「税法上の利益のルール」(“Tax Benefit Rule”)が適用される場合として、内国歳入法に非認識の規定がないならば、以前の所得控除と基本的な不一致をもたらす事象が生じた場合、所得に含めることを要求することに対して税法上の利益のルールが適用されるとしている²⁰。

基本的な不一致をもたらす事象の例として、内国歳入法第162条²¹の事業支出としてビルの賃借料を所得控除していた納税者が、非事業もしくは個人的使用に転換した場合には、基本的な不一致をもたらす事象であると裁判所は例示している。

VI. 政策的例外措置

1. 政策的例外措置による財務会計と税務会計の相違

所得の認識および所得控除の計上時期について財務会計基準と税務会計基準と異なる取扱いをもたらす要因としては、経済政策・社会政策などの政策的配慮に基づく税法上の例外措置があげられる。税法においては、財源確保のために納税者間の公平の見地から所得の認識および所得控除の計上基準を定め、判例理論も形成されている。

しかしながら、雇用促進、起業促進、投資促進、研究開発促進等の様々な政策的な例外措置が設けている。

このため、財務会計の基準では収益として実現し、収益として認識し計上されるものが、税務会計の基準では所得として認識しないものや所得の認識が繰延べられるものがある。また、財務会計上は費用・損失として処理されるものでも、税務会計上では控除費用・損失として処理されない事項もある。そして、財務会計上は費用として認識されないものでも、税法上の租税恩典として控除費用として認められるものもある。

これらの税法上の政策的例外措置は多岐にわたり、財務会計と税務会計との関係とを複雑にしている要因がある。また、政策的例外措置を用いることにより、規定間の不一致・不整合が生じることになり、政策的例外措置を用いた租税回避も可能となる。このため、政策的例外措置を用いた租税回避を防止する規定が設けられることにより、さらに税法規定が複雑になっているのである。

2. 1986年税制改革法

1986年税制改革法に至る、いわゆるレーガン税制改革において税制の簡素化および経済的な中立性の見地から、政策的例外措置や減税恩典となっていた租税歳出について大幅な縮小および廃止が行われた。1981年経済再建租税法において、減価償却資産の簡素化および加速度償却

²⁰ Hillsboro National Bank v. Commissioner of Internal Revenue. United States v. Bliss Dairy, INC; 460 U. S. 370 (3/1983)。

²¹ IRC § 162 (a) 商売もしくは事業の従事における課税年度期間中のすべての通常かつ必要であり支払ったか又は生じた支出は、所得控除として認められる。

制度が設けられたが、1982年租税公平・財政責任法において、加速度償却の中止された(なお、1985年、1986年に中止され、1987年からまた若干緩和され復活している)。また、セーフ・ハーバー・リースも1986年税制改革法において廃止され、各種の租税特別措置が廃止された。

なお、交際費についても、支出額が全額所得控除可能であったが、1986年税制改革法において支出額の80%までは所得控除される規定に改められており、財務会計の処理と税務会計の処理とが異なっている。

3. 2013年現在の政策的例外措置

雇用対策、社会保障対策として、税制上の様々な政策的な優遇措置が設けられている。

政策的例外措置は多岐にわたるが、税法で定められた適格要件に合致している場合には支給者側の所得控除として認められ、受給者側の所得については、ただちに所得として認識されずに所得の計上が繰延べられる。また、要件に不適格な場合には、支給者側の所得控除は認められず、行政罰も設けられている。

1974年雇用者退職所得保護法 (Employee Retirement Income Security Act of 1974) (ERISA) において、雇用者繰延報酬および個人退職勘定についての適格要件が設けられている²²。また、401 (k) プラン²³、ストック・オプション²⁴、所得控除支出に対する除外²⁵報酬等、適格要件に

²² 1974年雇用者退職所得保護法 (Employee Retirement Income Security Act of 1974) ERISA
適格プラン IRC § 401-418E

(1) 信託に対する使用者の拠出は拠出の年および付与の年双方において、雇用者によって除外される。

(2) それにもかかわらず、なされた拠出に対して、ただちに所得控除を得る。

(3) 信託所得 (もしくは年金内部積立) はそれが発生していても § 401および501 (a) の下の税から除かれる。

非適格→非積立型繰延報酬プラン→「みなし受領」理論 (“constructive-receipt” doctrine) が適用 Rev. Proc. 92-65, 1992-2 C. B. 428

非適格→積立型繰延報酬プラン→「経済的利益」理論 (“economic-benefit” doctrine) が適用

§ 402 (b) (1) 雇用者信託に対する使用者の拠出は、§ 83 (a) の下、雇用者に対する「財産の譲渡」として取り扱われる。

「ラビ信託」 (“rabbi trust”) は 非適格タイプの信託である。Rev. Proc. 92-64, 1992-2 C. B. 42

「世俗信託」 (“secular trust”) は § 83の下での雇用者拠出に含まれる。

非適格積立型信託の財産については、使用者の債権者は求償することできない。→雇用者の債権者は求償できる。

使用者が、たとえ発生主義を用いたとしても、非適格雇用者プランについては、雇用者が所得に同額を含むまで、所得控除することができない。§ 83 (h), 404 (a) (5), (d) ; Treas. Reg. § 1.404 (a) -12 (b) (2)。

²³ § 401 (k) プラン

Keogh プラン (いわゆる H. R. 10プラン) ←適格個人事業者プラン

SINPLE プラン (Savings Incentive Match Plan for Employees)

IRC § 404 (a) (1), (2), § 404 (3) (A) (i)

拠出→59 1/2 歳以下←支給した場合、10%のペナルティー

支給→70 1/2 歳以下から始めなければならない。

非適格の場合→IRC § 415←さまざまな行政罰 (penalty tax) が課される。

IRAS (INDIVIDUAL RETIREMENT ACCOUNTS) IRC § 219, 408.

SEP (simplified employee plan) IRC § 408 (k), 501 (c) (18).

該当する場合には、支給者側の所得控除として認められ、受給者側の所得については、ただちに所得として認識されずに所得の計上が繰延べられる。

²⁴ ストック・オプション IRC § 83 (a)

1969年に内国歳入法83条が規定されるまでは、株式売却時までは所得の実現として認識されなかった。
 COMMISSIONER v. SMITH, 324 U. S. 177, reh'g denied, 324 U. S. 695 (1945)
 COMMISSIONER v. LoBUE, 351 U. S. 243, reh'g denied, 352 U. S. 859 (1956)
 の判例を契機として、内国歳入法83条が規定された。

ストック・オプションの権利付与時にすぐに確定しうる価値がある場合には、権利付与時の公正な市場価格で会社側は経費計上し、雇用者側は所得計上する。

ストック・オプションの権利付与時にすぐに確定しうる価値がない場合には、確定しうる価値が生じた時に所得計上する (§ 83 (e) (3))。

所得区分は、会社側から雇用者側へは通常所得 (ordinary-income) となり、雇用者が株式市場に売却した場合にはキャピタル・ゲイン (capital gain) となる。

ストック・オプション以外の財産の報酬的譲渡 IRC § 83

財産が (a) 譲渡できず (b) 役務提供者 (雇用者・独立契約者) の権利喪失 (財産法・商法) による実質的なリスクがある場合には、雇用者から使用者への財産譲渡は、報酬的譲渡 (§ 83) には該当しない。

²⁵ 所得控除支出に対する除外報酬→ 個人的損害の回復 IRC § 104

使用者による健康ケア IRC § 105

奨学金 IRC § 117

使用者による法律サービス IRC § 120

二重の税務恩典→ 同一金額を所得除外および所得控除できる。

MANOCCHIO v. COMMISSIONER, 78 T. C. 989, aff'd, 710 F. 2d 1400 (9th Cir. 1983).

